

放送大学学生委員会規程

平成17年2月28日

放送大学規程第10号

改正 平成18年9月11日、平成20年4月30日、
平成21年2月18日・9月9日、平成24年
3月14日、平成25年3月13日、平成26年
3月12日、平成30年3月14日

(設置)

第1条 教授会に、放送大学教授会規程（平成22年放送大学規程第2号）第8条に基づき、放送大学学生委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 学生の入学に関すること（試験委員会の所掌に属することを除く。）。
- 二 学生の厚生補導に関すること。
- 三 学生の課外活動に関すること。
- 四 学生の奨学及び厚生援護に関すること。
- 五 学生及び学生団体との連絡調整に関すること。
- 六 学生の賞罰に関すること。
- 七 その他学生及び学生団体に対する指導、助言及び援助に関する重要事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 学長が指名する教授又は准教授 1名
- 二 各コースの教授又は准教授 各1名
- 三 学長が指名する学習センター所長 2名

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、年度の途中において委嘱された委員の任期は、当該年度の末日までとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、学長が指名する委員をもって充てる。
- 3 副委員長は、委員長が指名する。

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(ワーキンググループ又は小委員会)

第9条 委員会に特定の事項を調査、審議させるため、必要に応じてワーキンググループ又は小委員会を置くことができる。

- 2 ワーキンググループに関し必要な事項は、委員会が定める。
- 3 小委員会に関し必要な事項は、学長が別に定めるもののほか、委員会が定める。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学務部学習センター支援室において処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

2 入学者選考委員会規程(昭和59年11月20日第39回教授会)及び学生委員会規程(昭和60年3月26日第51回教授会)は、廃止する。

附 則(平成18年9月11日)抄

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月30日)

この規程は、平成20年5月1日から施行する。

附 則(平成21年2月18日)

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年9月9日)

この規程は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月14日)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月13日)

この規程は、平成25年3月13日から施行する。ただし、改正後の学生委員会規程第3条については、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月12日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月14日)

この規程は、平成30年4月1日から施行する。